

# 市営保育所の今後のあり方について

## 第3回 討議資料

# 目 次

I	市営保育所の運営について	.....	1
II	中間まとめに向けた これまでの議論の項目整理	.....	6

## I 市営保育所の運営について

### 1 保育の計画とは

#### (1) 市営保育所における保育の計画

国の保育所保育指針に則り、毎年度、市営保育所運営方針を作成のうえ、これに基づき、保育所ごとに保育の計画を作成している。

#### (2) 民間保育園における保育の計画

国の保育所保育指針に則り、保育園ごとに保育の計画を作成している。

### 2 平成22年度の市営保育所の運営方針について

#### (1) 保育の理念

乳幼児期は、人間形成にとって極めて重要な時期です。市営保育所は児童福祉法および保育所保育指針と、児童憲章および児童権利宣言、児童の権利条約等に示された保育の基本理念に基づき、子ども一人ひとりの最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指して保育にあたります。

#### (2) 保育の目的

保育を必要とする乳幼児について、養護と教育が一体となった保育を行い、それによって、乳幼児一人ひとりの健全な身・知・心の成長を図り、一人ひとりの子どもが一個の主体として育つこと、また子どもと保護者が安心して生活できることを保育の目的とします。

#### (3) 保育の目標

乳幼児は心身ともに目覚しく成長していく可能性をその内に秘めています。一人ひとりの子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出し、周囲と共に生きる力の基礎を培うために、次のような保育の目標を掲げます。

ア 配慮の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの思いを受け止め、それに応えることによって、生命の保全と情緒の安定を図り、信頼感と安心感の下で自己を肯定する心（自分を大事と思う心）を育てる。

イ 健康や安全、食事、身辺自律など、生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、生活を楽しみ心身の健康を喜ぶ心を育てる。

ウ 周りの人に関わり、仲間と仲良く遊ぶことを通して、物事に意欲的に取り組む心、自己を主張する心、人に対する信頼や人の気持ちを尊重する心を育て、それによって自主・自立および協調の態度を養い、共に生活する姿勢を培う。

エ 身近な環境に関わる中で、生命の不思議さや大切さに気づき、自然や社会の出来事に興味や関心を持つ心を育てる。

オ 保育者や仲間と生活する中で、言葉への興味や関心を育て、言葉によって自分の気持ちを素直に表現したり、相手の話を聞いたり、相手の話を理解したりする力を育てる。

カ 見る、聴く、身体を動かす、絵を描く、歌う、演奏するなど、さまざまな体験を通して、感性豊かに感じる心、表現することを楽しむ心を育てる。

加えて保育所は、入所する子どもの保護者のみならず、地域の子育て家庭の保護者に対して、保育所の環境を活用し、保育士等の専門性を生かしながら、子育て不安を緩和し、安心した家庭生活が営めるように支援することを目標とします。

#### (4) 市営保育所における各分野の具体的方針

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所である。このため、保育実践に当たっては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う保育を積極的に展開する。

##### ア 保育の計画と保育の内容

###### (ア) 各保育所の「保育の計画」作成

各保育所において、子どもが入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的な一貫性のある保育の計画を職員の共通認識のもとに作成する。保育の計画に基づいて生活や遊びを通じた総合的な保育を実践し、また、保育を絶えず検証して、保育所運営や保育内容の改善と充実に努め、保育の質の向上を図る。

###### (イ) エピソード記述と検討会

主体としての心を育てるために、保育士が子どもの思いを受け止め、思いを返すという目に見えない営みを、エピソードに描き、保育所全体でエピソードを検討することで、保育を振り返り、全職員の連携・協力の下に保育内容の充実に努める。

###### (ウ) 担当部長の保育所巡回指導による保育の見直し

保育内容や子育て支援の質の向上を図るために、担当部長による保育所巡回指導を実施する。平成22年度においては幼児の巡回指導を受け、具体的な保育の課題を明確に捉え、保育を振り返り、見直す。

###### (エ) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもと入所する子どもたち一人ひとりが共に育ち合うことを目的として、積極的に統合保育を進める。また、障害のある子どもの個別の発達過程と特性を理解し、その子どもに応じた望ましい保育を実践する。特に、近年増加している発達障害児や気になる子どもの見方や対応についても理解を深め、保育所の機能を生かしながら保育内容の工夫を行う。そのために、嘱託医による巡回指導や障害児保育担当者研修等を積極的に活用するとともに、関係機関との連携を図る。また、子どもにとって最善の保育を進めるため、保護者の思いも受け止め信頼関係を築いていく。

###### (オ) 子どもの健康と安全

###### ① 子どもの健康づくり

日常的に子ども一人ひとりの健康状態や発育、発達について把握し、その子どもに応じた対応、保育を実践する。保育課は、年間保健計画に沿って健康診断や諸検査を実施し、必要な子どもに対しては医療機関の受診を勧める。また、保育所で起こりやすい感染症など疾病の予防に努めるとともに、子どもの丈夫な体づくりなど、健康増進に努める。更に慢性疾患など医療的管理

の必要な子どもの保育にあたっては、主治医や保護者と密接な連携をとり、適切な対応を図る。

嘱託医に対し、子どもの健康管理だけでなく保育所の保健衛生全般にわたる助言を仰ぐなど、積極的な連携を図っていく。

#### ② 子どもの保健衛生と安全の取組

手洗いやうがい、歯みがきなど子どもたちの衛生的な生活習慣を身につける取組を行う。感染症の発生とまん延を予防するため、定められた衛生管理を行い、子どもが安全に心地よく過ごせるよう保育環境を整える。

保育所での事故を防止するため、子どもの特性や発達過程に応じた保育の工夫や環境整備、子どもへの安全教育を行う。また、保護者に対しても事故予防のための啓発に当たると共に、定期的に衛生点検並びに安全点検を行う。

各保育所において、それぞれのヒヤリハット事例と事故事例を分析し、施設状況等に応じた事故予防と事故発生時のマニュアルを作成し実施する。

#### ③ 子どもの虐待への取組

虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与え、場合によっては生命に関わる事態が生じる。虐待を防ぐために、入所児童、保護者等との丁寧な関わりによって信頼関係を築き、保護者の育児不安やストレス等の解消に努める。また、虐待やその疑いのある事例を発見した場合は、直ちに児童相談所に通告するとともに、要保護児童対策地域協議会など関係機関と密接な連携を図る。

被虐待児は、情緒面、発達面に困難を抱えていることが多い。保育にあたっては子どもを丁寧に観察するとともに、保育所が安全で安らぐ場所となるよう努める。

#### ④ 危機管理

災害や犯罪発生に備え、各保育所に適した危機管理マニュアルの検証を行う。

また、被害を最小限に食い止めるため、普段から安全点検を怠らず、有効な避難訓練や研修を計画し実施する。

#### ⑤ 保健委員会

上記の取組を進めるため、引き続き市営保育所保健委員会で研究、検討、協議等を行う。保育所では保健委員が中心となり、「子どもの健康と安全」が保育の基本であるとの認識を深め、そのための課題に積極的に取り組む。

### (カ) 食育の推進

#### ① 食育計画

「保育の計画」に基づき保育所ごとの「食育計画」を作成する。実践した食育の取組は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して評価し、指導計画の改善、再計画に努める。

#### ② 食育会議

保育所内の「食育会議」では、食事の提供を含め、食育に関して広く協議をする。

#### ③ 食育の取組

食材展示，お手伝い活動，クッキング保育，菜園活動等の食材に触れる取組や行事食等，食にかかわる取組を子どもの育ちに合わせて進めるとともに，「京・食育推進プラン」の最終年としての評価，見直しを行う。

また，保護者が「食」の大切さを見直す機会となるよう展示食，献立やレシピの提供，試食会等の内容を充実し，保育所の食の取組や食情報を伝えていく。外国籍の保護者に対しては，英語版の献立表を作成する。

さらに，保育所が地域の「食育」発信拠点になるよう，地域の子育て支援などにおける「食育」の取組を積極的に進める。

#### ④ 食育委員会

「市営保育所食育委員会」で，食育の取組に関して広く協議，実践，調査，発表等を行う。

#### ⑤ 給食

給食は食育の土台となるものであり，望ましい食習慣（和風献立を中心とした内容）を安定して繰り返し身につけていけるよう配慮する。また，一緒に食べたい人がいる子ども，食べたいものが増える子どもに育つことを目指し，指導食（仮称）の実施について内部検討を行う。さらに，離乳食や食物アレルギー児への除去食・代替食など，一人ひとりに応じたきめ細かな対応に継続して取り組む。

#### ⑥ 衛生管理

安全な給食の提供のため，衛生管理には細心の注意を払うとともに，衛生点検表の項目充実を図り，日々の点検を確実にを行う。

### イ 入所児童の保護者支援

保育所に入所する子どもの保護者へは，子どもの保育との関連の中で，送迎時や懇談会，面談，行事等様々な機会を活用して，保護者の思いを受け止めながら相談や助言を行うことで支援していく。また，保育所からの情報発信などを通じ，保護者同士が交流しながら，保育所の様々な事業に参画し，子育てに関心や積極性を持てるよう支援をしていく。更に，保護者会活動についても活性化を図るよう支援をしていく。

### ウ 地域子育て支援の拠点づくり

#### (ア) 地域の子育て支援の充実

「京都市未来こどもプラン」に基づき，地域ぐるみで子育てを支え合うことを目指し進めている地域子育て支援関係事業を，保育所の重要な機能の一つとして，地域の関係機関と連携しつつ引き続き推進していく。

また，平成22年度から，地域子育て支援拠点事業を実施する保育所において，必要に応じ，保育所に入所していない地域の子育て家庭に対する家庭訪問等を行っていく。

#### (イ) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れは，地域における子育ての支え合いを広げる方策として，また，子育て前の世代にとっては子どもに関わる絶好の機会として次世代を育成する意義があるため，地域子育て支援関係事業だけでなく，入所

児童向けボランティアについても指針を作成のうえ、受入れていく。

(ウ) 小・中・高・大学生の保育体験の受入推進

少子化が進み身近に乳幼児と触れ合う機会の少ない学校生徒が乳幼児と触れ合い保育を体験することは、乳幼児についての認識や理解を深め、年少者をいたわり慈しむ心を育むうえで大きな意義があるとともに、子どもの人間関係の広がりを作っていくため、引き続きその受入れに取り組んでいく。

(エ) インターンシップの推進

子育てに関わる豊かな人的資源を社会に送り出すための官学連携を進めるとともに、子どもの人間関係の広がりをつくっていくため、大学と提携したインターンシップ事業を進めていく。

エ 職員の資質向上

(ア) 所長・副所長の責務と資質向上

所長及び副所長は、質の高い保育を展開し、また、保育所の役割や社会的責任を果たすため、社会の動向や保育行政、地域のニーズを常に把握することに努める。

また、外部の関係機関と積極的に関わり、保育所の役割や保育を発信する力を養う。

所長は、保育所の長としてリーダーシップを発揮するとともに、各職員がそれぞれの職務分担を十分に果たしつつ互いに協働することにより、計画的、組織的な保育所運営が行えるよう留意する。また、職員の資質向上のために必要な環境を確保する。

副所長は、所長を補佐するとともに、保育実践・研修についての総括者として、また、職員の協働性を高めるための調整機能を果たす。

(イ) 研修への参加

保育の質の向上を図るため、職員は保育課主催の研修及び他機関主催の研修に積極的に参加する。

また、各保育所では、それぞれの課題を踏まえ、系統的に職場研修を実施する。

(ウ) 保育士の専門性及び資質の向上

保育士は、保育課程及び指導計画の展開において、保育実践を振り返り、自らの保育を評価し見直し、保育内容の質の向上を図る。また、自らの資質の向上や専門性を向上させるため自己研鑽を基本に、必要な知識及び技術の修得に努める。

(エ) 調理師・作業員の専門性及び資質の向上

調理師は、給食内容の充実のほか「食育」の推進に、また、作業員は、保育所の環境・安全・衛生の推進に積極的な役割を果たすため、業務研修等を通じて専門性の確保及び資質の向上に努める。

## Ⅱ 中間まとめに向けたこれまでの議論の項目整理

### 1 今後の議論に向けた現状のまとめ（案）

#### （１）保育所の状況

- ア 本市においては、設置箇所数及び入所児童数の約 9 割を民間保育園が占めている。
- イ 多くの民間保育園については、年度当初に多くの児童を受け入れ、定員を充足させているのに対して、市営保育所においては、定員割れをしている保育所が多い。

#### （２）市内の入所状況

- ア 年度途中入所への対応について、全体として市営保育所の方が年度途中の入所児童の増加率が高い。
- イ 特に著しく定員割れしている市営保育所については、定員と地域の保育ニーズとの間で乖離が見られる。
- ウ 市営保育所においては、単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接し合うところが多く存在する。

#### （３）市営保育所特有のサービス

市営保育所特有のサービスは順次見直してきており、現在では、布おむつ及び布団の提供が残っている（布おむつの提供については平成 23 年度から見直し予定）。

#### （４）市営保育所の職員の状況

- ア 職員の配置数について、モデルケースと比較すると、作業員を除けば大きな差があるわけではない。
- イ 公務員の長期勤続という特性等から、市営保育所の方が平均勤続年数及び平均年齢が高い。そのため、平均給与の項目においても市営保育所の方が民間保育園より高い。

#### （５）保育所運営における財源構成

「常勤職員の平均勤続年数による給与の差」、「作業員の配置」、「障害児の受入れによる職員数の差」、「市営保育所特有のサービス」などの理由により、市営保育所は民間保育園に比べて、児童 1 人当たりの経費が高い。

#### （６）多様な保育サービスの実施状況

- ア 延長保育、一時保育、休日保育及び障害児保育
  - （ア）延長保育  
市営保育所は 13 箇所を実施（民間保育園は 167 箇所）
  - （イ）一時保育  
市営保育所は 7 箇所を実施（民間保育園は 35 箇所）
  - （ウ）休日保育  
市営保育所は 1 箇所を実施（民間保育園は 4 箇所）
  - （エ）障害児保育  
障害児加配の対象となる児童や被虐待児の入所児童に占める受入割合

- については、市営保育所が民間保育園を上回っている。
- イ 市営保育所における地域の子育て支援  
地域子育て支援拠点事業を市営保育所16箇所で開催している。

## 2 各委員からの主な意見等

### (1) 多様化するニーズに対する市営保育所としての役割について

- 大多数が民間保育園の中で、市営保育所が保育ニーズに対して全体としてどのようにかかわるのか。
- 市営保育所に求められている実践とは何か。また、その時に求められる新しい人材のあり方は何か。
- 市営保育所と民間保育園の運営形態の違いによる対応のしやすさや費用のかけ方を踏まえた役割分担の検討が必要である。
- 運営コストからみた市営保育所の存在根拠を示す必要がある。
- 運営コストにとらわれない市営保育所の役割を検討する必要がある。
- 市営保育所における児童虐待の発見、ケア、防止の役割（福祉事務所の勧告による受け入れ枠の確保）を検討してはどうか。
- 市営保育所のない地域における地域子育て支援拠点事業の展開方法を検討する必要がある。

### (2) 市営保育所の課題について

- 著しく定員割れを起こしている市営保育所の定員を見直すべき。
- 単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接している市営保育所をひとつにまとめたらどうか。

### (3) 職員体制等に係る民間保育園との比較について

- 市営保育所は、民間保育園と比較して職員配置、障害児に対する加配、また、職員処遇（給与面）が手厚い。

## 3 中間まとめの骨子（案）

### (1) 今後の議論に向けた現状のまとめ

### (2) 各委員からの意見等

### (3) 速やかに実施すべき項目